

○ 財務省告示第 202 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 6 年 7 月 23 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 7 日

財務大臣 鈴木 俊一

- | | | |
|----|---------------|---|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（2 年）（第 450 回）、利付国庫債券（5 年）（第 146 回、第 150 回、第 153 回、第 154 回、第 157 回、第 160 回及び第 161 回）、利付国庫債券（10 年）（第 341 回、第 342 回、第 348 回、第 350 回、第 351 回、第 352 回、第 353 回及び第 354 回）及び利付国庫債券（20 年）（第 87 回、第 88 回、第 89 回、第 91 回、第 93 回、第 95 回、第 98 回、第 99 回、第 100 回、第 101 回、第 102 回、第 103 回、第 104 回、第 105 回、第 106 回、第 108 回、第 110 回、第 111 回及び第 112 回） |
| 2 | 発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 | 発行方法 | 利回り格差（第 17 号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 |
| 5 | 募入決定の方法 | 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 |
| 6 | 発行額 | 額面金額で 498,700,000,000 円
内訳（別表のとおり） |
| 7 | 払込金額 | 502,040,066,000 円 |
| 8 | 最低額面金額 | 50,000 円 |
| 9 | 振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 10 | 発行日 | 令和 6 年 7 月 23 日 |
| 11 | 発行価格 | 発行対象国債ごとに、額面金額 100 円につき、次の算式により算出した金額 |

- $$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left\{ \frac{\text{第 17 号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right\} \times \text{残存年数}}$$
- 12 利率 (別表のとおり)
- 13 経過利子の
払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。
- $$\frac{\text{各発行対象国債の額面金額の総額} \times \text{各発行対象国債の利率} / 100 \times \text{各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第 10 号に規定する発行日までの経過日数 (利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。)} / 365}{}$$
- 14 利子 第 10 号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(償還期限について同じ。)
- $$\frac{\text{各発行対象国債の額面金額}}{\text{債の額面金額}} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 15 償還期限 (別表のとおり)
- 16 償還金額 額面金額 100 円につき 100 円
- 17 入札の基準 銘柄毎の基準利回は、令和 6 年 7 月 22 日付で日本証券業協会が発とする各発行対象国債の利回りとする。
- 18 元利金支払場所 日本銀行
- 19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 20 払込期日 令和 6 年 7 月 23 日
- (別表)

名称及び記号	利率 (年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (2 年) (第 450 回)	0.005%	令和 7 年 7 月 1 日	8,600,000,000 円
利付国庫債券 (5 年) (第 146 回)	0.1%	令和 7 年 12 月 20 日	60,000,000,000 円

利付国庫債券（5年） （第150回）	0.005%	令和8年12月20日	4,900,000,000円
利付国庫債券（5年） （第153回）	0.005%	令和9年6月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（5年） （第154回）	0.1%	令和9年9月20日	13,000,000,000円
利付国庫債券（5年） （第157回）	0.2%	令和10年3月20日	7,700,000,000円
利付国庫債券（5年） （第160回）	0.2%	令和10年6月20日	5,200,000,000円
利付国庫債券（5年） （第161回）	0.3%	令和10年6月20日	8,700,000,000円
利付国庫債券（10年） （第341回）	0.3%	令和7年12月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（10年） （第342回）	0.1%	令和8年3月20日	31,500,000,000円
利付国庫債券（10年） （第348回）	0.1%	令和9年9月20日	8,500,000,000円
利付国庫債券（10年） （第350回）	0.1%	令和10年3月20日	9,600,000,000円
利付国庫債券（10年） （第351回）	0.1%	令和10年6月20日	12,700,000,000円
利付国庫債券（10年） （第352回）	0.1%	令和10年9月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（10年） （第353回）	0.1%	令和10年12月20日	71,700,000,000円
利付国庫債券（10年） （第354回）	0.1%	令和11年3月20日	107,600,000,000円
利付国庫債券（20年） （第87回）	2.2%	令和8年3月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年） （第88回）	2.3%	令和8年6月20日	9,000,000,000円

利付国庫債券（20 年） （第 89 回）	2.2%	令和 8 年 6 月 20 日	4,900,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 91 回）	2.3%	令和 8 年 9 月 20 日	2,000,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 93 回）	2.0%	令和 9 年 3 月 20 日	2,700,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 95 回）	2.3%	令和 9 年 6 月 20 日	1,700,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 98 回）	2.1%	令和 9 年 9 月 20 日	800,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 99 回）	2.1%	令和 9 年 12 月 20 日	7,600,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 100 回）	2.2%	令和 10 年 3 月 20 日	2,600,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 101 回）	2.4%	令和 10 年 3 月 20 日	3,000,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 102 回）	2.4%	令和 10 年 6 月 20 日	13,900,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 103 回）	2.3%	令和 10 年 6 月 20 日	2,700,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 104 回）	2.1%	令和 10 年 6 月 20 日	2,500,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 105 回）	2.1%	令和 10 年 9 月 20 日	3,300,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 106 回）	2.2%	令和 10 年 9 月 20 日	1,000,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 108 回）	1.9%	令和 10 年 12 月 20 日	19,800,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 110 回）	2.1%	令和 11 年 3 月 20 日	9,600,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 111 回）	2.2%	令和 11 年 6 月 20 日	12,700,000,000 円

利付国庫債券（20 年） （第 112 回）	2.1%	令和 11 年 6 月 20 日	22,200,000,000 円
---------------------------	------	------------------	------------------